

株式取扱規則

富士通株式会社

制定	昭和26年11月30日	改正	平成13年9月20日
改正	昭和42年3月14日	施行	同年10月1日
改正	昭和50年4月28日	改正	平成15年3月26日
施行	同年5月31日	施行	同年4月1日
改正	昭和53年2月1日	改正	平成15年6月24日
改正	昭和54年7月17日	施行	同年6月25日
改正	昭和57年9月9日	改正	平成17年8月25日
施行	同年10月1日	施行	同年10月1日
改正	昭和59年5月25日	改正	平成18年4月27日
施行	同年6月30日	施行	同年5月1日
改正	平成3年7月23日	改正	平成20年5月23日
改正	平成6年6月23日	施行	同年6月2日
施行	同年8月1日	改正	平成20年12月18日
改正	平成11年9月21日	施行	平成21年1月5日
施行	同年10月1日	改正	平成21年6月22日
改正	平成12年6月29日	改正	平成22年1月6日

第 1 章 総 則

第1条 (目的)

当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料、ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、定款第8条、第9条および第12条の規定に基づき、本規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに株主が振替口座を開設している「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」という。）第44条第1項に定められた者（以下、「口座管理機関」という。）の定めるところによる。

2. 当会社および、当会社が取締役会決議により指定した三菱UFJ信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い、手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行および機構の定めるところによる。

第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第3条 (請求または届出)

本規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が口座管理機関および機構を経由して行われる場合ならびに第24条第1項に定める場合は、この限りではない。

2. 前項の請求または届出について、代理人が行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。
3. 当会社は、第1項の請求または届出が口座管理機関および機構、もしくは口座管理機関を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
4. 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
5. 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第4条 (株式取扱規則の変更)

本規則の変更は取締役会の決議によるものとする。

第2章 株主名簿への記載または記録等

第5条 (株主名簿への記載または記録)

株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（振替法第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式の発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

第6条 (株主名簿に使用する文字等)

当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

第7条 (新株予約権原簿への記載または記録)

新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、ならびに信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについて、当会社は別途定めることができる。

第 3 章 諸 届

第8条 (株主等の住所および氏名または名称の届出)

株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、住所および氏名または名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、口座管理機関および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第2項に定める場合はこの限りではない。

第9条 (外国居住株主等の届出)

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受ける場所を定め、これを届け出るものとする。

2. 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
3. 第1項の届出または変更は、口座管理機関および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第2項に定める場合はこの限りでない。

第10条 (法人の代表者)

株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出るものとする。

2. 前項の届出または変更は、口座管理機関および機構を経由して届け出るものとする。ただし、第5条第2項に定める場合はこの限りでない。

第11条 (共有株式の代表者)

株式を共有する株主は、その代表者1名を定めその住所および氏名または名称を届け出るものとする。

2. 前項の届出または変更は、口座管理機関および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第2項に定める場合はこの限りでない。

第12条 (法定代理人)

親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出るものとする。

2. 前項の届出、その変更または解除は、口座管理機関および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第2項に定める場合はこの限りでない。

第13条 (その他の届出)

第8条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、口座管理機関および機構、もしくは口座管理機関を経由して届け出るものとする。ただし、第5条第2項に定める場合はこの限りでない。

2. 口座管理機関で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第14条 (新株予約権者の届出事項等)

当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第8条から前条までの規定を準用する。ただし、第7条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取り

第15条 (買取請求の方法)

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、口座管理機関および機構を経由して行うものとする。

第16条 (買取価格の決定)

単元未満株式の1株当たりの買取単価は、前条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときまたはその日が同取引所の休業日にあたる時は、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第17条 (買取代金の支払い)

当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取単価の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払うものとする。

2. 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

3. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第18条 (買取株式の移転)

買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続きを完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

第19条 (買増請求の方法)

単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、口座管理機関および機構を経由して行うものとする。

第20条 (買増請求の受付停止)

当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止するものとする。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他の株主確定日

2. 前項のほか、当社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第21条 (買増請求の制限)

同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

第22条 (買増価格の決定)

単元未満株式の1株当りの買増単価は、第19条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときまたは当日が同取引所の休業日にあたる時は、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第23条 (買増株式の移転の時期)

買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする

第6章 少数株主権等の権利行使

第24条 (少数株主権等の行使方法)

振替法第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、口座管理機関が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項について、代理人が行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。

3. 当会社は、第1項に定める少数株主権等を行使した者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

4. 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第 7 章 手 数 料

第25条 (手数料)

当会社の株式の取扱いに関する手数料は、次のとおりとする。

- ①株主等が口座管理機関または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。
- ②第 15 条に定める单元未満株式の買取請求または第 19 条に定める单元未満株式の買増請求に関する当社に係る手数料は無料とする。